

松江市飲料水確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する飲料水確保対策事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 水道施設の整備が困難な水道未普及地域において、良質で安定した飲料水の確保を図ることを目的とする。

(補助の対象等)

第3条 この補助金の名称、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、補助事業者、終期及び補助金の額については、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市飲料水確保対策事業補助金
交付の対象である事業の内容	松江市内の水道未普及地域において、個人又は共同利用に供する飲料水を確保することを目的とした飲料井戸等（飲料水を給水する施設をいう。以下同じ。）の整備（水質悪化その他の理由により市長が飲料井戸等が必要と認める場合に限る。）
補助対象経費	(1) 飲料井戸等を新たに設置し、又は既存の井戸等を飲料井戸等にするために必要な工事費のうち次に掲げる経費。ただし、給水開始前の水質検査の結果が、浄水施設設置後も「飲用適」とならない場合の対象経費は、ア及びキに限る。 ア ボーリング工事費（掘削費及び足場仮設費） イ 浄水施設設置費（塩素滅菌器の整備費のほか必要に応じて設置するろ過施設の整備費） ウ 給水管工事費（ポンプから家屋までの整備費とし、宅内配管は除く。） エ 電気導線工事費（ポンプから家屋までの配線工事費） オ ポンプ設置費 カ 既設の浄水施設及びポンプの交換費 キ 水質検査費（給水開始前に行う水質検査費とし、初回分に限るものとする。なお、検査項目は水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に掲げる51項目とする。） (2) 前号に掲げるもののほか安定して良質な水源が確保できるもので、市長が必要と認める経費
補助事業者	個人又は共同利用により飲料井戸等を整備する代表者
終期	令和8年3月31日
補助金の額	補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、125万円を上限とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。